

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月25日
【会社名】	千代田化工建設株式会社
【英訳名】	Chiyoda Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山東 理二
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目6番2号
【電話番号】	045(225)7740(ダイヤルイン)
【事務連絡者氏名】	総務部長 渡邊 眞剛
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目6番2号
【電話番号】	045(225)7740(ダイヤルイン)
【事務連絡者氏名】	総務部長 渡邊 眞剛
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

2021年6月23日開催の当社第93回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2021年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社A種優先株式1株につき金20円78銭 総額3,636,500,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

経営の透明性及び実効性を向上させ、コーポレートガバナンスの更なる強化を図るため、相談役制度を廃止することとし、現行定款の第28条（相談役）を削除し、条数等の繰り上げ調整をするものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、山東理二、樽谷宏志、風間常則、松永愛一郎、田中伸男、榊田雅和、石川正男、松川良の各氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役として、鳥居真吾氏を選任するものであります。

第5号議案 取締役の報酬制度改定の件

1. 取締役報酬枠の改定

新たに定める監査等委員以外の取締役の報酬制度につきましては、現行の報酬制度で定めております基本報酬の考え方として、職責に対応する固定報酬のみならず、基本報酬の一部に個人の評価を反映させるものとし、自社株式取得目的報酬につきましては業績連動型株式報酬に変更するものであります。

2. 対象取締役に対する業績連動型株式報酬の導入

新たに当社の対象取締役（非業務執行取締役および国内非居住者を除く。）に対して、当社が拠出する取締役の報酬額を原資として、当社株式が信託を通じて取得され、役位および業績目標の達成度等に応じて取締役に付与されるポイントに相当する当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭の交付および給付を行う株式報酬制度導入をするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	決議の結果	
				賛成比率	可否
第1号議案	1,695,501	35,520	0	97.22%	可決
第2号議案	1,720,355	10,667	0	98.65%	可決
第3号議案					
山東 理二	1,700,224	30,817	0	97.49%	可決
樽谷 宏志	1,706,281	24,760	0	97.84%	可決
風間 常則	1,706,122	24,919	0	97.83%	可決
松永 愛一郎	1,703,211	27,830	0	97.67%	可決
田中 伸男	1,701,365	29,676	0	97.56%	可決
榊田 雅和	1,698,963	32,078	0	97.42%	可決
石川 正男	1,706,780	24,261	0	97.87%	可決
松川 良	1,709,004	22,038	0	98.00%	可決
第4号議案					
鳥居 真吾	1,678,263	52,574	0	96.23%	可決
第5号議案	1,702,950	27,878	0	97.65%	可決

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

1. 第1号議案の要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。
2. 第2号議案の要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
3. 第3号議案の要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
4. 第4号議案の要件は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
5. 第5号議案の要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使（当該株主総会開催日前日まで）分により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。

なお、議決権を事前行使していた株主（三菱商事株式会社）が当日出席しましたが、当日行使の内容が事前行使と変更がないことを書面にて確認しております。